

## みなし通知電気工事業の変更（廃止）通知について

建設業法の許可を受けた建設業者であって、自家用電気工作物に係る電気工事のみを営む電気工事業者は、その通知した事項に変更（または事業の廃止）があった場合には、遅滞なく県知事に通知する必要があります。（岡山県知事への通知は、本県内のみに営業所を設置しようとする方に限ります。）

### 1 必要な書類等

- (1) 電気工事業に係る変更通知書（電気工事業廃止通知書）
  - ・電話番号は、携帯電話など日中に連絡が取りやすい番号も追記してください。
  - ・鉛筆、消えるボールペン等による記入は不可。
- (2) 誓約書（役員）（法人の役員の変更の場合）
- (3) 営業所位置図（営業所の場所の変更または追加の場合）
- (4) 備付器具調書（営業所の追加の場合）
  - ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により、必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなします。（ただし、借用契約を締結した業者名を調書の（ ）枠内に記載すること。）
- (5) 登記事項証明書（法人の場合であって、名称または役員の変更の場合）（3カ月以内の原本）
- (6) 建設業法に基づく許可証の写し（許可を受けた年月日及び許可年月日の変更の場合）

### 2 提出・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する際は、簡易書留にするなど、郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表に「通知電気工事業者変更（廃止）通知書」と朱書きし、裏には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

＜送付・持参先＞〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県消防保安課 保安班

＜問い合わせ先＞ TEL (086) 226-7296 (保安班直通)

受付時間…8:30～17:00 (土・日・祝日は受付していません)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 電気工事業に係る変更通知書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名  
電 話 番 号

電気工事業の開始に伴う通知事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

平成・令和 年 月 日  
岡山県知事許可（ - ） 第 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

令和 年 月 日

4 変更の理由

- (備 考) 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

[ 誓約書（通知者用） ]

添付書類

# 誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

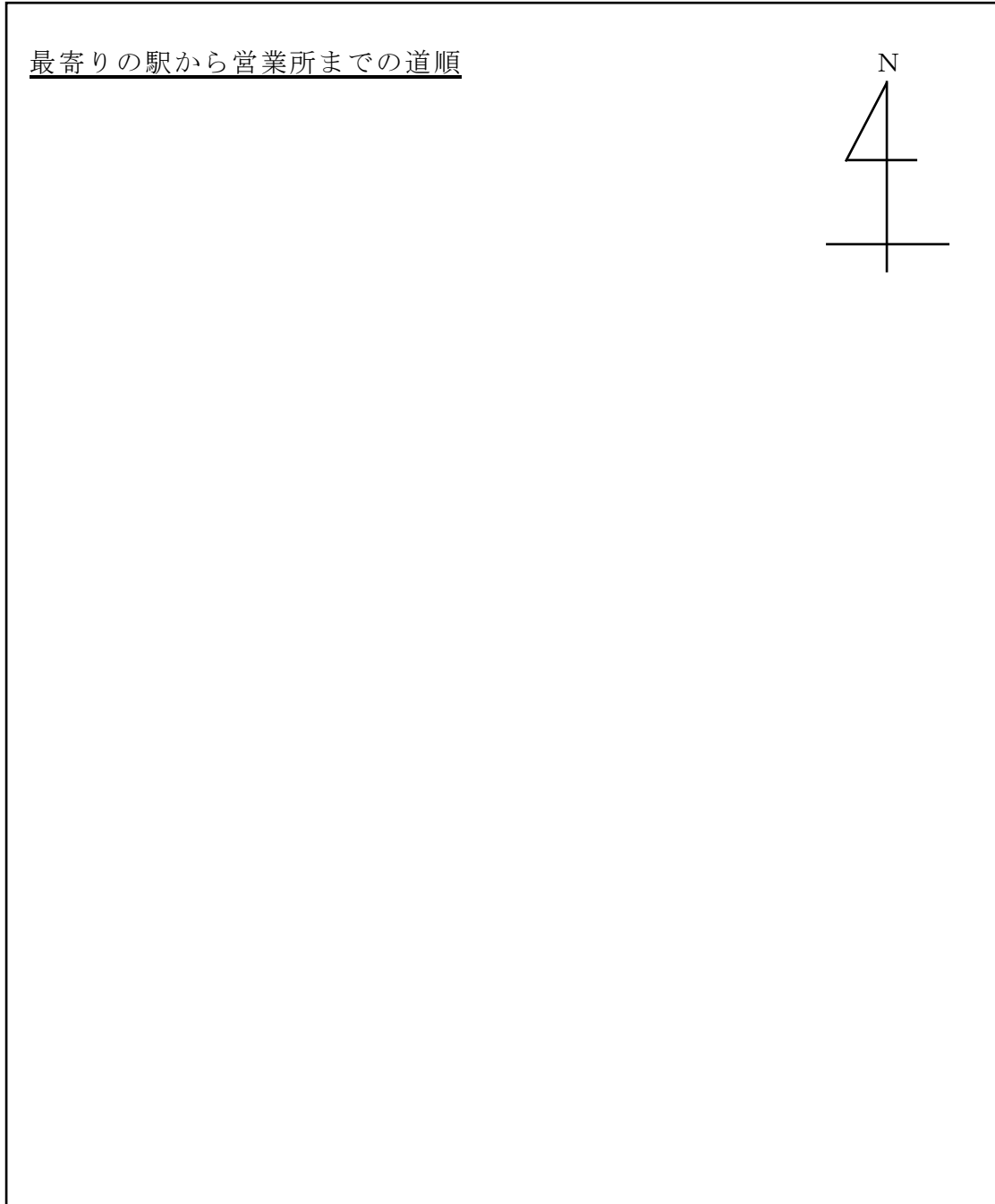
第3号 登録電気事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

第5号 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

[ 営業所位置図 ]

## 営業所位置図



(注意)

線 駅下車、 行バスを利用し、  
停留所で下車、 方面に向かって徒歩 分で  
上記営業所に到着する。

[ 備付器具調書 ]

## 備付器具調書

氏名又は名称： \_\_\_\_\_

器具名	製造年	製造番号	台数	製造業者名
絶縁抵抗計				
設置抵抗計				
回路計であって 抵抗及び交流電圧 を測定できる器具				
低圧検電器				
高圧検電器				
※継電器試験装置				( )
※絶縁耐力試験装置				( )
計				台

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、( ) 内に借入先を明記してください。